特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
15	介護保険に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
西条市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
愛媛県西条市長

公表日
令和4年2月10日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法に基づく以下の事務 1.　被保険者の介護保険資格の管理に関する事務 2.　介護保険料の賦課に関する事務 3.　保険料の収納に関する事務 4.　要介護認定及び要支援認定に関する事務 5.　受給者管理に関する事務 6.　給付管理に関する事務 7.　その他（国・県等報告に関する事務等）
③システムの名称	1.介護保険システム　2.団体内統合宛名システム　3.中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
介護保険被保険者情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項　別表第一　第68の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める命令　第50条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第二（第1の項、第2の項、第3の項、第4の項、第5の項、第6の項、第11の項、第26の項、第30の項、第33の項、第39の項、第42の項、第56の2項、第58の項、第61の項、第62の項、第80の項、第87の項、第90の項、第93の項、第94の項、第95の項、第108の項及び第117の項） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第44条の2、第46条、第47条、第49条、第55条、第55条の2及び第59条の3	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部　長寿介護課
②所属長の役職名	長寿介護課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒793-8601　愛媛県西条市明屋敷164番地　西条市役所　総務部総務課　電話0897-56-5151

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒793-8601　愛媛県西条市明屋敷164番地　西条市役所　福祉部長寿介護課　電話0897-56-5151

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[　　基礎項目評価書　　]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　]接続しない（入手）	[　　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　[　　] 内部監査	[　　] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月18日	Ⅰ　5. 評価実施機関における担当部署	②所属長 高齢介護課長　柳瀬　和也	②所属長の役職名 高齢介護課長	事後	
平成31年3月18日	Ⅱ　1. 対象人数	「いつ時点の計数か」 平成27年5月1日時点	「いつ時点の計数か」 平成30年4月1日時点	事後	
平成31年3月18日	Ⅱ　2. 取扱者数	「いつ時点の計数か」 平成27年7月1日時点	「いつ時点の計数か」 平成30年4月1日時点	事後	
平成31年3月18日	Ⅳ　リスク対策			事後	評価書の様式の一部改正による、新規記載
令和4年2月10日	Ⅰ　4.　②法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第1の項、第2の項、第3の項、第4の項、第5の項、第6の項、第26の項、第30の項、第33の項、第39の項、第42の項、第56の2項、第58の項、第61の項、第62の項、第80の項、第87の項、第90の項、第93の項、第94の項、第95の項及び第117の項） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条、第3条、第5条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第46条第1項及び第2項並びに第47条第1項及び第2項	番号法第19条第8号　別表第二（第1の項、第2の項、第3の項、第4の項、第5の項、第6の項、第11の項、第26の項、第30の項、第33の項、第39の項、第42の項、第56の2項、第58の項、第61の項、第62の項、第80の項、第87の項、第90の項、第93の項、第94の項、第95の項、第108の項及び第117の項） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第44条の2、第46条、第47条、第49条、第55条、第55条の2及び第59条の3	事後	
令和4年2月10日	Ⅰ　5.　①部署	保健福祉部　高齢介護課	福祉部　長寿介護課	事後	
令和4年2月10日	Ⅰ　5.　②所属長の役職名	高齢介護課長	長寿介護課長	事後	
令和4年2月10日	Ⅰ　8. 連絡先	〒793-8601　愛媛県西条市明屋敷164番地 西条市役所　保健福祉部高齢介護課　電話0897-56-5151	〒793-8601　愛媛県西条市明屋敷164番地 西条市役所　福祉部長寿介護課　電話0897-56-5151	事後	
令和4年2月10日	Ⅱ　1. 対象人数	「いつ時点の計数か」 平成30年4月1日時点	「いつ時点の計数か」 令和3年4月1日時点	事後	
令和4年2月10日	Ⅱ　2. 取扱者数	「いつ時点の計数か」 平成30年4月1日時点	「いつ時点の計数か」 令和3年4月1日時点	事後	